平成２３年（フ）第１２７号
熊本県八代市豊原中町2832番地１
債務者　上村　直美（旧姓髙倉・岩城）
１　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月25日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２７４６号
神奈川県藤沢市大庭5055番地の14　藤沢西部団地３―10―1014
債務者　鈴木　　創
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９４５号
横浜市港北区高田東３丁目36番10号　グリーンハイツ宮田205
債務者　平野　忠勝
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９８６号
横浜市栄区上之町８番４号
債務者　松本　　豊
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９８９号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地３街区１棟602号
債務者　鈴木　和夫
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３００２号
横浜市戸塚区原宿４丁目33番９―306号
債務者　齋藤ひろ子
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０６８号
横浜市戸塚区下倉田町1269番地33　グリーンパーク戸塚ヒルズウエスト棟101号
債務者　濱田　廣延
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１４９号
大阪市鶴見区今津南１丁目５番３号　405
債務者　森山江利子
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第１０２０号
千葉県八千代市大和田新田15番地高津団地１街区13棟516号
破産者　中島　　桜（旧姓宮川）
１　主文　当裁判所が平成23年９月27日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「千葉県船橋市前原東２丁目17番２号小山ハイツ202号」とあるのを「千葉県八千代市大和田新田15番地高津団地１街区13棟516号」と更正する。
２　決定年月日　平成23年12月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２８１号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字蓮池94番地
破産者　今井　重治
１　決定年月日　平成23年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第９４号
静岡県駿東郡長泉町下長窪837番地の２
破産者　株式会社三鈴商会
１　決定年月日　平成23年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４５８号
奈良県宇陀市大宇陀野依487番地
破産者　太田　辰雄
１　決定年月日　平成23年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
札幌市清田区真栄４条３丁目１番１号
破産者　株式会社ノースライフ
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２３号
東京都中野区本町３丁目32番17―605号
破産者　西村　博史
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３５３９号
名古屋市千種区春岡１丁目５番５号
破産者　株式会社レオン
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６８７号
名古屋市東区泉１丁目12番34号
破産者　株式会社ケーイーエヌ
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４１号
大阪府泉北郡忠岡町高月北２丁目３番34号
破産者　株式会社エンディーズコーポレーション
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係